

平成30年瑞穂町教育委員会第8回定例会 会議録

平成30年8月23日瑞穂町教育委員会第8回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 村上 豊子 君 ・ 2番 関谷 忠 君 ・ 3番 滝澤 福一 君 ・ 4番 中野 裕司 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 福井 啓文 君 ・ 教育課長 友野 裕之 君 ・ 指導課長 田中 淳志 君
指導課統括指導主事 稲富 泰輝 君 ・ 社会教育課長 桶田 潔 君 ・ 図書館長 町田 陽生 君
庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長 業務報告

日程第3 議案第21号 議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について

(スカイホール調光盤更新工事請負契約)

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第4 | 議案第22号 | 平成31年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択について |
| 日程第5 | 議案第23号 | 平成31年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択について |
| 日程第6 | 議案第24号 | 町民体育祭在り方検討会要綱 |
| 日程第7 | 議案第25号 | 平成30年度一般会計補正予算(第3号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について |
| 日程第8 | 報告事項1 | 臨時代理の報告(町立瑞穂第一小学校外1箇所屋内運動場非構造部材耐震化工事請負契約の変更契約) |
| 日程第9 | 報告事項2 | 臨時代理の報告(町立瑞穂第二小学校外2箇所屋内運動場非構造部材耐震化工事請負契約の変更契約) |
| 日程第10 | 報告事項3 | 臨時代理の報告(町立瑞穂中学校外1箇所屋内運動場等非構造部材耐震化工事請負契約の変更契約) |

開会 午前9時00分

鳥海教育長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年瑞穂町教育委員会第8回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において、2番、関谷委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。
お手元に配付してあります資料のとおりでございます。
今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。
ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第21号 議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について（スカイホール調光盤更新工事請負契約）、これにつきまして教育部長より説明を求めます。

教育部長 議案第21号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき契約のうち教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。
詳細につきましては、社会教育課長に説明させます。

社会教育課長 説明いたします。

今回、更新する調光盤とは、劇場やテレビスタジオで大掛かりな照明設備を制御する装置の中心を担う機能が収められている、箱型の装置で、スカイホールの大ホール、小ホール、それぞれに設置されています。

調光盤は、設置から28年が経過し、老朽化が進むと同時に、交換部品の製造も終了しています。このようなことから、調光盤が故障した際にホールの運営に支障が生じるため更新工事を行うものです。

1枚おめくりください。

議案第62号 スカイホール調光盤更新工事請負契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約内容ですが、1契約の目的、スカイホール調光盤更新工事、2契約の方法、指名競争入札による契約、3契約金額、1億98万円、4契約の相手方、東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2536番地 株式会社大正電設 代表取締役 吉岡 実。

次のページをご覧ください。入札結果は記載の通りです。

1枚おめくりいただき、添付資料1をご覧ください。

スカイホール調光盤更新工事の内容になりますが、資料右上に記載した工事概要に沿って説明します。

大ホール調光盤更新として、既設の調光盤を撤去し、調光信号制御装置一式と、舞台用の調光ユニット30アンペアを154台、客席用の調光ユニット16アンペア16台を、新たに製造し設置します。同時に、調光盤から照明器具につながるコンセントプラグとケーブルを交換します。

次に、小ホール調光盤更新として、既設の調光盤を撤去し、調光信号制御装置一式と、舞台用の30アンペアの調光ユニット48台、客席用の16アンペアの調光ユニット4台を新たに製造し設置します。同時に、調光盤から照明器具につながるコンセントプラグとケーブルを交換します。

ページをめくり、添付資料2をご覧ください。

この図は、スカイホールの平面図で、既存の調光盤の位置と改修する器具ケーブルの位置を表示しています。

それぞれのホールは、吹き抜けの空間があり、明確に1階2階といったフロア区分がありませんが、施設管理上の表現を使い、1階から3階までの図面構成にしました。

図面左の下側にある2階平面図では、小ホールに設置されている調光盤を、図面右上の3階平面図は大ホールに設置されている調光盤の位置を、それぞれ青色の丸で表示しました。

赤色の線で囲んだ部分は、器具ケーブルの改修範囲を表示しました。

ページをめくり、添付資料3をご覧ください。

図面左側に今回、更新する調光盤の仕組みを、調光装置回路の概略として、図で表示しました。

上の図、大ホール調光装置回路を使い説明します。

既設装置にある調光操作卓又は舞台袖操作卓、映写室操作スイッチを使い舞台や客席の照明の強弱をコント

ロールしますが、調光操作卓などからの命令は、制御ラックをとおり赤い四角いワクの調光盤に伝えられます。

この調光盤の働きが照明器具に伝わり、照明の強弱をコントロールします。

また、左下の図にあるとおり、小ホールも同様になります。

このように、調光盤は、照明の強弱をコントロールする心臓部となるものです。

図面右側には、大ホール、小ホールへ新たに設置する調光盤の姿図を表示しました。

以上が工事の概要ですが、工期は、平成31年3月22日、落札比率は78.7%です。なお、調光盤の製造は工場で行いますが、期間は3か月程度を要します。また、スカイホールでの作業は、統計上、ホールの利用が少ないと見込まれる平成31年1月以降に小ホール、大ホールの順で行い、利用者の方々への影響を最小限にとどめます。

以上、説明とさせていただきます。

鳥海教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

村上委員 工事によってスカイホールが使用できなくなる期間についての告知をどのようにするのか。

社会教育課長 既に工事期間中のホールの受付は始まっていますので、町ホームページと広報紙にて周知はしてございます。また、議決後に利用団体へも周知をしていきます。

鳥海教育長 ほかにございますか。ほかにないようですので質疑を終結いたします。

これより議案第21号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第21号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、議案第 2 1 号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第 4、議案第 2 2 号 平成 3 1 年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択について、教育部長より説明を求めます。

教育部長 議案第 2 2 号については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 3 8 年法律第 1 8 2 号）第 1 3 条及び学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）附則第 9 条の規定に基づき、平成 3 1 年度使用小学校特別支援学級教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長に説明させます。

指導課長 平成 3 1 年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択について説明いたします。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第 1 3 条は、教科用図書の採択について、種目ごとにひとつの教科用図書の選定をすることとしている規定です。

また、学校教育法附則第 9 条では、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、学校ごとに文部科学大臣の検定を経た教科書や文部科学省の著作教科書以外の教科用図書を使用することができるという規定です。

採択の流れについてご説明いたします。

特別支援学級の設置校に校長を中心とした教科用図書研究会を置き、特別支援学級の全教員で平成 3 1 年度に使用する教科用図書の調査研究を行いました。

調査研究に際しては、内容、表現、使用上の便宜、その他の 4 点とし、児童・生徒の発達の段階や能力、特性などの実態に応じて検討いたしまして、選定理由書を作成し、教育長に提出したところでございます。

平成 3 1 年度の小学校特別支援学級教科用図書選定一覧表及び選定理由書は、別紙のとおりです。

教科用図書選定一覧の記載内容の一部について、ご説明いたします。瑞穂第一小学校の一覧表をご覧ください。

国語及び算数の同成社の「ゆっくり学ぶ子のためのこくご2、3（改訂版）」及び「ゆっくり学ぶ子のためのさんすう4、5」は特別支援学校などにあわせた内容の図書であり、指導の一貫性を踏まえて選定しています。

また、書写や音楽、生活、図工、道徳、一部の児童の国語や算数においては、「検定教科書」とありますが、瑞穂町で採択しております通常の学級で使用する教科用図書と同じものを使用するということでございます。他の教科用図書につきましては、保健については児童の発達段階に合わせて一般図書を選定しており、理由は、別紙報告書のとおりとなっております。

これらの図書につきましては、前述したとおり学校ごとに選ぶことができるため、特別支援学級設置校である瑞穂第一小学校長から提出された採択を希望する図書を、毎年度採択するものです。

以上で議案説明を終わります。ご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

村上委員

これは来年度使用される教科書ですが、今度、特別支援学級に入ってくる1年生がどのような発達状況かを先生が掴んでいないと、その子にあった教科書を選ぶのは難しいのではないのかと思います。そのあたりはどのように工夫されているのかをお聞きしたいと思います。

指導課長

新1年生につきましては、就学支援委員会の後、入学が決定してから教科書が決まりますので、今回の中には入っていません。

滝澤委員

確認ですが、教科書一覧表が手元にあります。検定教科書と記載があるのは普通学級で使う教科書を使うということでしょうか。

指導課長

そのとおりでございます。

鳥海教育長

ほかにごありますか。ほかにはないので質疑を終結いたします。

これより議案第22号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第22号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、議案第22号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第5、議案第23号 平成31年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択について、教育部長より説明を求めます。

教育部長 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき、平成31年度使用中学校特別支援学級教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長に説明させます。

指導課長 平成31年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択について説明いたします。

先ほどの、小学校特別支援学級教科用図書と同様の採択の流れとなっており、瑞穂中学校で選定理由書を作成し、教育長に提出したところでございます。

平成31年度の中学校特別支援学級教科用図書選定一覧表及び選定理由書は、別紙のとおりです。

教科用図書選定一覧の記載内容の一部について、ご説明いたします。瑞穂中学校の一覧表をご覧ください。

国語の同成社の「ゆっくり学ぶ子のための国語4」、東洋館出版社の「くらしに役立つ 国語」、本の泉社「小学校学習漢字1006字がすべて読める漢字童話」は、特別支援学校などにあわせた内容の図書であり、生徒の発達段階に合わせて選定しています。

また、数学の東洋館出版社の「くらしに役立つ 数学」、日本教育研究出版の「ひとりだちするための 算数・数学」は、特別支援学校などにあわせた内容の図書であるとともに、生徒の生活と関連した内容から選定してい

ます。

平成31年度から使用します道徳の他、音楽、器楽、美術、保健体育においては、「検定教科書」とありますが、瑞穂町で採択しております通常の学級で使用する教科用図書と同じものを使用するというごさいます。

他の教科用図書につきましては、書写・社会・理科・技術家庭・英語については生徒の発達段階に合わせて一般図書を選定しており、理由は、別紙報告書のとおりとなっております。

これらの図書につきましては、学校ごとに選ぶことができるため、特別支援学級設置校である瑞穂中学校長から採択を希望する図書を、毎年度採択するものです。

以上で議案説明を終わります。ご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

鳥海教育長
村上委員

以上で説明は終わりました。何かご質疑はございますでしょうか。

先ほどの小学校1年生については入学前であり、どういった子が入ってくる分からないということでしたが、中学校の場合は小学校からあがってくるので、いままでみていた小学校の先生と選定する中学校の先生との間で話し合いなどの情報共有があるのでしょうか。

指導課長

普段から教科書に限らず小中連携を行っています。特別支援学級も含めて各種協議会などで情報共有がはかれています。そのことにより9年間を通しての教育を行っています。

鳥海教育長

ほかにございせんか。ないようですので質疑を終結します。

これより議案第23号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第23号を原案どおり決定することにご異議ございせんでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、議案第23号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第6、議案第24号 町民体育祭在り方検討会要綱について、教育部長より説明を求めます。

教育部長 町民体育祭在り方検討会要綱について、提案理由のご説明を申し上げます。

今年度の町民体育祭が休止となり、今後の町民体育祭の在り方について、意見を求めるため、検討会を設置する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、社会教育課長に説明させますので、よろしく申し上げます。

社会教育課長 今年度の町民体育祭が町内会・自治会への意向調査の結果を受け、休止になったことにより、今後の町民体育祭の在り方を検討する組織を設置するために要綱を制定します。

第1条は、設置について定めるものです。第2条は、所掌事項について定めるものです。第3条は、組織について、第4条は、任期について、それぞれ定めるものです。第5条は座長及び副座長について、第6条は、会議について、それぞれ定めるものです。

次のページをご覧ください。

第7条は、謝礼について、第8条は、庶務について、第9条は、補則について、それぞれ定めています。

次に、附則ですが、1 施行期日ですが、この告示は、告示の日から起算して6月を超えない範囲内において、初めて招集される検討会の会議の日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、告示の日から施行する。2 準備行為ですが、第3条に規定する構成員の依頼について必要な行為は、この告示の施行の前においても行うことができる。3 会議の招集に関する特例ですが、この告示の施行の日以後最初に招集する検討会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集するものとするものです。以上、説明とさせていただきます。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。何かご質疑はございますでしょうか。

関谷職代 要綱内の設置の第1条をみますと、在り方を検討するということで、在り方だけを検討するのか実施方向を検

討するのか、教えていただきたい。

社会教育課長 まず、この会議を設置し、その中で在り方や実施するかしないかを含めたものを検討していきます。

関谷職代 各町内へのアンケート調査では、やる気がなければ「×」を選択するという聞き方のように感じがありました。この在り方では議論を建設的にするのかわからないのか、また、本来の意味である町民が一堂に会してコミュニティの形成に寄与するものである、というものをもって検討会にあたらないと意味が半減してしまうものになってしまう恐れがあります。検討会の中身については良く精査していただき進めていただきたいと思います。

社会教育課長 委員おっしゃるとおり、今年度よりスポーツ推進計画が新たにスタートしています。また、2020年には、東京オリンピック・パラリンピックも実施される予定です。このことから、今後のスポーツの推進については十分必要であると考えられますので、そういったものも含めて検討会を進めていきたいと考えています。

村上委員 第3条にある代表者が本当に各会の総意をもって会議に臨むかどうかが大変なところだと思います。そうしなければ、正しい方向に進まないですし、ぜひ参加される方々にそのことを周知していただきたいと思います。

社会教育課長 委員おっしゃるとおり、第一回目の会議ではそのあたりを周知していきたいと考えています。

鳥海教育長 町ではスポーツ推進計画、今年度からスタートしています。その中に「スポーツによるコミュニティ振興」という項目を新たに掲げました。町民体育祭は、まさにそこに当てはまるものだと考えていますが、残念ながら休止の状況になっています。

この在り方検討会を開催するにあたっては、冒頭で町側の姿勢あるいは計画していることを説明した上で、検討していただくことになろうかと思われま。

関谷職代 各町内会が選手を集めにくいといった現状もあり、そのような思いをしてまで実施したくないという考えにいたっているところもあると感じます。ここで議論すべきことでは無いかもしれませんが、どうすれば参加の方向にいけるのかをどこかで考えてもらいたいと思います。子ども会を例に挙げれば、箱根ヶ崎地区は13町内の内

数町内しか現存していません。町内会組織についても2～3町内は厳しい状況です。このように、基盤となる組織をどう活性化させるかといったことを議論する場が必要になってくると思われま

鳥海教育長 ほかにございませ

か。ないよう

です。ので質疑を終結

します。

これより議案第24号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認め

ます。

鳥海教育長

それではお諮り

します。議案第24号を原案どおり決定することにご異議ございませ

教育部長

んでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、議案第24号は原案どおり可決

されました。

日程第7、議案第25号 平成30年度一般会計補正予算(第3号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について、教育部長より説明を求め

ます。

議案第25号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成30年度一般会計補正予算(第3号)の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので本案を提出する

ものです。

1枚おめくりください。まず、歳入ですが、ナンバー1からナンバー7まですべて、科目名称に記載のある事業を、それぞれの学校が指定を受けたことから予算化

します。指定を受けた学校名は、備考に記載のとおりです。

裏面をご覧ください。歳出です。科目名称と主な増減理由を説明いたします。なお、歳入で説明いたしました、学校が各種指定を受けたことによる歳出予算計上の説明は略

します。ナンバー4、「学校臨時職員賃金等交付金過年度返還金」は、平成29年の交付額確定に伴う返還金

です。ナンバー5、「修繕料」は、ブロック塀修繕にかかる費用約106万円、その他、学校施設の修繕にかかる費用約73万円を増額補正

の追加は、調査の結果、改修が必要と認められた四小敷地内のブロック塀の改修費です。改修の概要ですが、校舎北側から校舎東側にあるブロック塀の総延長、約150メートルについて、現行の高さ、最大1.5メートルを1.2メートル以下になるように、ブロックをカットするものです。この改修により、町内の小中学校敷地内にある、建築基準法施行令に適合しないブロック塀はなくなります。

ナンバー6、「二小プール付属棟屋上防水工事」は、契約差金を減額補正します。ナンバー8、ナンバー12、次のページのナンバー16「修繕料」は、備考に記載の理由により修理費を増額補正します。ナンバー20、「教育用コンピュータ借上料」は、契約差金を減額補正します。このコンピュータは2つの中学校のコンピュータ教室に配備していますが、今年から着脱可能なタブレット型の端末(45台)になりました。ナンバー23、「備品購入費、印刷機」は、一小敷地内にある生涯学習センターへ配備している、生涯学習推進団体等への貸出用の印刷機の故障に伴い、新たに印刷機を購入するための費用を予算計上します。ナンバー24からナンバー30は、今年度、体育祭が休止になったことから、体育祭開催のために計上した予算を減額補正します。現額総額は約345万円になります。

裏面になります。ナンバー31、「職員普通旅費」とナンバー32、「委員費用弁償」は、スポーツ推進委員協議会の委員の方が文部科学大臣表彰を受賞することになったため、鹿児島県で行われる表彰式へ出席するための旅費を増額補正します。ナンバー33、「修繕料」は、備考に記載の理由から増額補正します。ナンバー34、「ウオータークーラー設置委託料」は、町体育協会から武道館へウオータークーラーの寄附の申し出をいただいたことから、設置委託料を新たに計上します。ナンバー35、「測量委託料」は、武道館入口の一部の土地について、地権者から寄附の申し出をいただきましたが、地権者と協議の結果、その準備行為として寄附いただく土地の測量と分筆にかかる費用を予算化します。なお、寄附いただく土地面積は、約1平方メートルと見込んでいます。ナンバー36、「武道館門扉取替工事」は、武道館入口にあるキャスター付の鉄製の門扉が老朽化し開閉が不能に

なったことから、門扉の取替工事にかかる費用を予算化します。

説明は以上でございます。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。何かご質疑はございますでしょうか。

村上委員 全国スポーツ推進委員研究協議会の大臣表彰はどなたが該当されるのか。

社会教育課長 スポーツ推進委員協議会の会長である、土橋委員が表彰されます。

村上委員 予算をつけて行かれる物ですので、どういった内容であるかを後日報告していただきたいと思います。

社会教育課長 報告いたします。

鳥海教育長 ほかにございませんか。ないようですので質疑を終結します。

これより議案第25号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第25号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、議案第25号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第8、報告事項1、臨時代理の報告(町立瑞穂第一小学校外1箇所屋内運動場非構造部材耐震化工事請負契約の変更契約)、日程第9、報告事項2、臨時代理の報告(町立瑞穂第二小学校外2箇所屋内運動場非構造部耐震化工事請負契約の変更契約)、日程第10、報告事項3、臨時代理の報告(町立瑞穂中学校外1箇所屋内運動場等非構造部材耐震化工事請負契約の変更契約)については、同様の内容でありますので、一括審議とさせていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、教育部長より説明を求めます。

教育部長 瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務を別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告します。

詳細について説明します。

これから報告する3件の案件は、現在、施工中の小中学校屋内運動場の非構造部材耐震化工事において、アスベストを含む断熱材が見つかったことから、それぞれの工事の変更契約について、去る8月1日に開催された町議会臨時会で議決をいただいたものです。

では、変更契約の要因となった工事概要を順に説明いたします。

はじめに、報告事項1ですが、A4用紙を3枚おめくりください。この図面は三小体育館の天井伏図です。

工事施工中、天井部分の既存の断熱材をサンプル調査したところ、アスベスト含有率が基準値である0.1%以上であったことから、アスベストを含む断熱材の除去工事を行います。資料左上に記載した変更概要に沿って説明いたします。1.アスベスト含有断熱材の除去工事は、図に記した赤色の天井部分、幅10メートル、長さ27.5メートル、面積275平方メートルです。2.工期ですが、12日を追加し、11月12日とします。

次に報告事項2です。A4用紙を3枚おめくりください。この図面は二小体育館の断面図です。

工事施工中、下がり天井と梁（はり）が接する部分で断熱材が見つかりました。この断熱材は、サンプル調査の結果、アスベスト含有率が基準値である0.1%以上であったことから、アスベストを含む断熱材の除去工事を追加しました。資料左上に記載した変更概要に沿って説明いたします。1.アスベスト含有断熱材の除去工事は2平方メートルです。内訳として、図に記したとおり、下がり天井と梁（はり）が接する部分にある断熱材で、幅5センチメートル、長さ20メートル、舞台に向かい左右の2列分です。2.工期は、30日を追加し、11月30日とします。

最後に報告事項3です。A4用紙を3枚おめくりください。

この図面は瑞中体育館の天井伏図です。工事施工中、体育室の天井部分で断熱材が見つかりました。この断熱材は、サンプル調査の結果、アスベスト含有率が基準値である0.1%以上であったことから、アスベストを含む断熱材の除去工事を追加しました。

議案書を1枚目おめくりください。資料左上に記載した変更概要について説明いたします。

1.アスベスト含有断熱材の除去工事は7平方メートルです。内訳として、図に記した舞台から約2.5メートル体育室寄りの天井部分に、幅50センチメートル、長さ10メートルの横長状のものが1か所と、1平方メートルのものが2か所です。2.工期ですが、変更はございません。

以上になりますが、これら断熱材の除去方法は、多摩環境事務所の指示に基づき、適切に施工しています。

以上、説明とさせていただきます。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。何かご質問はございますでしょうか。

村上委員 8月1日の臨時議会において、議員の方々からそのような質問がありどのような答弁をなされたのか教えてください。

教育部長 代表的なものとして、今回の案件以外にアスベストを含む断熱材はないのでしょうかといった質問がありました。当時アスベストがないという前提ではじめた工事の中でアスベストの存在が判明したものであり、議員の方から心配と確認がありました。

鳥海教育長 多くの議員から多くの質問がでました。もうこれ以上ないのですか、といった質問が多くありました。

このことに対して「アスベストの基準が経年で変化しています。一番大きな変化は、含有率が1%まで認められていたものが、0.1%未満に変わりました。世間で健康被害が取り沙汰された時期が含有率1%に変わった時です。そのころ町施設では、断熱材などの調査を行っていきまして、サンプリング調査で1%未満であるとの結

果がありました。今回の工事に際して、もう一度調査した結果0.1%を超える数値が出ました。塗装の断熱材にもアスベストが含まれているものもありますので、建物の改修工事等の際には、必ずサンプリング調査結果をした上で、設計を組む必要があります。学校施設内に現在の基準を超えるアスベストが無いとは言い切れない」という話はさせていただきました。

村上委員　今回は基準値が1%から0.1%に下がったために、新たに工事が必要になったという認識でよろしいでしょうか。

教育部長　教育長が話したことは、二小・三小・瑞中の内、三小のみです。二小は、下がり天井が構造体と接している5センチ×20mの部分にアスベストの存在が判明しました。これは明らかに過去に取り忘れたものではないかと思われるので、含有量も桁が違います。瑞中についても、舞台付近に丸い天井が付いていまして、その内側の屋根部に付着していたものです。こちらも取れなかったのか、取り忘れたのか、今となっては分からないものです。

村上委員　当時の工事業者に対しての過失責任などを今後求めていくことなどはお考えでしょうか。

教育部長　二小を例にとりますと、昭和47年の新築し断熱材を吹き付けアスベストが含有していました。その後昭和63年に体育館を移設しました。その時体育室部分のみ天井を撤去し、吹き付けをし直しました。今回残っていたものが昭和47年当時のものかどうかは推測の域を超えられません。その当時の町職員による検査も通過していることから、業者の責も、町職員の責もあります。また、いつまで遡れるかなどの問題もありますので、特に請求などは考えていません。

村上委員　今後は、このようなことが無いようにしていただきたい。

教育部長　先ほど申し上げたとおり、基準が変わるということもありますので、その当時はきちとした仕事であったと推測されます。時代によって、基準も変わる可能性はありますので、そういった意味では、全く無いとは言い切れないものです。

先ほど教育長の答弁にもありましたが、アスベストは塗料にも含まれています。新庁舎建設工事においても、既存の建物に含まれていることが判明し契約変更を行った事例もあります。

今後は、アスベストありきで、設計等を行う必要があるのではないかと思います。

鳥海教育長

工事等について、通常1年の瑕疵期間になっていますが、重大な瑕疵が認められた場合はそれを超えて請求ができると、民法上、読み取れます。今回の案件は年代も古いですし、アスベストを含む断熱材を撤去した際に既存のアスベストが残ってしまったことが設計瑕疵なのか施工の瑕疵なのか、今となっては不明なところですが、

同様のことが新庁舎建設事業において、旧庁舎にアスベストが存在していたことを見過ごしていたことが、設計時点のミスなのか、町側のミスなのかを追及した報告を議会へしています。内容としては、重大な瑕疵までは認められないという結論に達しています。

中野委員

二小の変更契約で、工期が11月30日までになり当初に比べて約1ヶ月延びています。学校運営との兼ね合いは問題ないのでしょうか。もう一点、二小に関して、他と比べてアスベストの存在する平米数も少ない割に、金額も掛かり工期も多く取っていますが、アスベストが存在する位置的なものが要因なのでしょうか。

教育部長

1点目の学校行事に関する件は、議決後に該当校へ説明に伺いましたが、全く影響が無いとはいいきれませんので、学校行事を変更するなどの対応をお願いしているところです。併せて、体育館は災害時の避難所に指定されていますので、防災担当へも協力依頼をしているところです。

2点目ですが、金額と除去面積は比例していません。大きな要因として、施工方法の違いがあります。工事施工範囲を工区といいます。二小は2工区、瑞中は1工区になり、その中に閉鎖的な空間をつくり、また前室を設けアスベストが外部に飛散しないようにします。除去面積が少ない二小は、工区が多い分、金額が多くなります。

鳥海教育長

二小は、5センチメートル幅のものが総延長20メートル分が2列あります。施工手順としましては、該当分を完全に密閉します。その手前には前室としてクリーンルームを作るなどしてから、作業が始まります。2工区

ありますので、段取り替えが必要になり、時間もかかります。以上のことから、除去面積ではなく作業場所の個数により、金額が変わると考えていただいた方がよろしいかと思えます。

鳥海教育長　ほかご質問もないようですので、委員には、さようご了承ねがいます。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

これにて平成30年瑞穂町教育委員会第8回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会　午前10時3分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員